

令和5年度 第3回 大阪市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会 保健福祉部会・介護保険部会・認知症施策部会
会議録

開催日時 令和6年2月22日（木）午後2時00分～午後4時00分

開催場所 大阪市役所 地下1階 第11 共通会議室

報告事項

- 1 介護保険制度改正等の主な事項について・・・資料1

議 題

- 1 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 令和6年度～令和8年度の策定について
(1) 「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（素案）に対するパブリック・コメント
手続きの実施結果について・・・・・・・・・・資料 2-1 ・ 資料2-2

(2) 「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（案）の修正について・・・・・・資料3

【資料】

- 資料1 介護保険制度改正等の主な事項について
- 資料2-1 「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続きの実施結果
- 資料2-2 パブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方
- 資料3 「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（案）素案からの修正箇所

司会

お待たせいたしました。ただ今から「令和5年度 第3回大阪市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会、保健福祉部会・介護保険部会・認知症施策部会」を合同開催させていただきます。本日の司会を務めさせていただきます福祉局高齢者施策部高齢福祉課の土井でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆さま方には、公私何かとお忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日は午後4時までの予定として会議を開催してまいります。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、ウェブでご参加いただいております委員の方におかれましては、カメラをオンにしていた

だき、マイク機能は、ご発言時以外はミュートにさせていただきますようお願いいたします。ご発言の際は、画面上の手のひらマークを押していただき、指名がございましたまではマイクの機能をミュートにいただき、お待ちください。発言される際はマイクのミュートを解除していただき、ご発言をお願いいたします。会場の音声が聞こえないなどトラブルがございましたら、手挙げ機能で事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

さて今回は保健福祉部会・介護保険部会・認知症施策部会の合同開催とさせていただきます。会議に入ります前に委員の皆さまのご紹介をさせていただきたいと存じます。お手元の委員名簿をご覧ください。

<委員紹介>

続きまして、本日出席しております、事務局の関係職員をご紹介します。

<事務局職員紹介>

・司会

それでは会議の開会にあたりまして、高齢者施策部長の河野からご挨拶を申し上げます。

・河野高齢者施策部長

高齢者施策部長の河野でございます。令和5年度第3回大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の保健福祉部会・介護保険部会・認知症施策部会の合同開催の開会にあたりましてご挨拶申し上げます。

委員の皆さまにおかれましては大変お忙しい中、ご出席たまわりましたこと、また日頃より本市施策の推進にご協力をいただいておりますことをこの場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

第9期高齢者保健福祉・介護保険事業計画でございますが、昨年各部会や分科会におきまして委員の皆さまからさまざまな視点でご意見をいただき、計画素案としてとりまとめ、12月25日から1月24日までの期間でパブリック・コメントを実施したところでございます。

本日はパブリック・コメントでお寄せいただきましたご意見とそれに対する本市の考え方を事務局からご説明させていただくとともに12月に書面により開催いたしました高齢者福祉専門分科会においていただきました委員の皆さまからのご意見や介護保険制度の制度改正、令和6年度予算編成の過程を踏まえた計画素案からの修正内容についてご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

本日いただきましたご意見を踏まえまして、来月3月25日に予定しております高齢者福祉専門分科会でご議論いただいた上で本計画を策定してまいりたいと考えております。

限られた時間ではございますが、委員の皆さまの忌憚のないご意見をたまわりますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたし

ます。

・司会

次に資料の確認をお願いいたします。お手元の次第に記載の資料を配付させていただいておりますので、不足がございましたら事務局までお申し出ください。

ウェブ参加の皆さまにおかれましては、事前にお送りしております資料をご確認いただきますようお願いいたします。

本日は保健福祉部会・介護保険部会・認知症施策部会それぞれの委員総数の半数を超える皆さまにご出席いただいております、大阪市社会福祉審議会条例施策規則第5条第5項により、各部会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の会議については審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、公開審議となっております。後日、議事要旨と共に議事録を作成し、ホームページにて公開する予定でございます。なお個人または法人に関する情報などを審議する場合には各部会長にお諮りし、非公開とする場合もございますので、よろしくをお願いいたします。

また本審議会の記録作成の関係上、事務局にて録音及びウェブ画面の録画をさせていただいております。

それでは以降の進行につきまして、事前に各部会の部会長とご協議させていただき、各部会を代表いたしまして保健福祉部会の早瀬部会長をお願いしてまいりたいと存じます。

・早瀬部会長

それでは第3回大阪市社会福祉審議会、合同部会ですが、始めさせていただきたいと思います。合同でたくさんの方がお越しいただいておりますが、活発にご議論いただきたいと思います。

では最初に報告事項からお願いいたします。事務局よりご説明をお願いします。

・佐藤介護保険課長

報告事項1 介護保険制度改正等の主な事項について、資料1に基づき説明

・早瀬部会長

ご質問等ございませんか。ウェブのほう、いかがですか。よろしいですか。特にないようです。

では早速議題に入りたいと思います。まずパブリック・コメントの実施結果についてご説明をお願いいたします。

・北本高齢福祉課長代理

議題1の(1)「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(素案)に対するパブリック・コメント手続きの実施結果について、資料2-1、2-2に基づき説明。

・早瀬部会長

計画素案に対するご質問とご意見、それに対する大阪市の考え方を説明いただきました。ご意見、ご質問等ございますか。

・沖田委員

意見が3つあります。1つは1ページの地域包括支援センターに関するご意見です。「関連する障がい者、子ども、子育てなどの課題に総合的に取り組む、「総合相談窓口」としてほしい」という非常にもっともなご意見で、住民さんからすると、地域包括支援センターと言っているのに高齢者だけかというご意見だと思います。

これに対してこのように答えると、結局、全部しますというふうになってしまって地域包括支援センターの現状と合いません。1行目から2行目、「ヤングケアラーをはじめとしたケアラー支援を推進するために」とあって、3行目「多分野と連携していくことが重要であると考えています」ということですが、やっぱりここは明確に、多分野と連携、協力し、この質問に対しても、つながる場などを活用しながらやっていくとしたほうが現実的なのではないかと思います。地域ケア会議についてもそうだと思います。全てしますよと言っても、現在の地域包括支援センターではできません。

それから、各分野の機関、特に障がいとの連携をすごく強めてほしいと現場では言われていて、地域包括支援センターに寄ると基幹型の障がい福祉支援課と非常に連携の強いところもあれば、障がい福祉センターから拒否されているようなところもあるので、どの分野の機関にも総合相談の窓口というのはちょっと違うと思いますが、総合相談窓口にしてほしいということだから、それは無理だということは書きにくいとは思いますが、各分野と連携協力してやっていくということを明記してほしいということと、各分野の機関にも連携を深めていくように働きかけてほしいと思います。

2点目、3ページの(3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援についてのご質問で、「オレンジチームのメンバーが1年ごとに変わり」とありますが、これは現実で、相談者も困るし、連携する人も困ると思います。これに対して、「質の向上を図ってまいります」としか答えられないと思いますが、できたら1年ごとに変わってしまう原因を追及していただけたらと思います。これはパブリック・コメントの返答には書かなくてもいいと思いますが、1年ごとに変わっていく原因を追及していくことが必要なのではないかと思います。

実際には、ポジションとして非常に不安定なんです。0.5人の配置だったり、それぐらいの予算しか出ていないところに高い専門的知識を必要とするということでは、地域包括支援センターも初期集中支援チームもなり手がいない状態だと思います。しょっちゅう変わりますので、地域の方も連携機関も困っているということもあると思います。1年ごとに変わるのなぜかということを書いていただけたらと思います。

3点目ですが、これは非常にありがたいご意見だったと思いますが、6ページ、(5)福祉人材の確保及び育成について、「入所者家族をパートナーと捉え、家族の手をもっと使ってほしい」と

ありますが、これは非常にありがたいパブリック・コメントだと思いますので、これに対して「本パブリック・コメントでいただいたご意見等も参考に～」ということですが、施設等とも連携して家族の手を実際に使っているというか、本人に対して家族が食事介助をすることを認めている施設も一部ありますので、本当にありがたいご意見をいただいたと思います。

認知症基本法にも当事者が参画していく意味というのは、計画を出すことだけではなく、現場に本人の力、ケアサポートや本人や家族の力を入れてくださいということも入っていると思うので、どうしたらこういうことが実現できるかということも検討し続けていただきたいと思います。

・早瀬部会長

貴重なご意見だと思いますが、いかがですか。

・近藤地域包括ケア推進課長

地域包括ケア推進課長の近藤です。今、いただきましたご意見のうちの地域包括支援センターに関するご意見に関して、まずお答えさせていただきます。

委員からいただきました通り、地域包括支援センターが障がい、子ども・子育てを含めた全ての窓口ということでお答えするところではなく、連携してというところを強調する部分ではあると思っています。それが沖田委員がおっしゃるようになりやすいということで、多分野と連携しながら、一方につながる場の活用等も踏まえて連携を強めていく、働きかけていくという部分を記載する方向で考えさせていただきたいと思っています。

・永石認知症施策担当課長

認知症施策担当課長の永石です。ご意見いただきましてありがとうございます。確かにおっしゃっていただいたようにオレンジチームは1年ごとに変わっていくということもありますし、専門的な知識を習得しているということにも課題があると思います。コメントを変更することにはなりません、今後も注視して取り組みたいと思っています。

・早瀬部会長

ぜひその原因についてお願いします。

それから最後、エッセンシャル家族ケアラー（EFC）、アシスタントワークについてお願いします。

・森高齢施設課長

高齢施設課長の森でございます。人材確保の対策は私一人の担当ではありませんが、代表してお答えさせていただきます。

貴重なご意見ありがとうございます。このご意見への回答の内容については、実は担当課で協議をして非常に悩んだところでした。

私ども高齢施設課としては、「施設での介護を担う人材については原則介護職員でなければならない」という国の基準があるというところで、非常に堅苦しいお答えにはなっていますが、それも踏まえた上で、本市において人材確保は喫緊の課題でもございますので、委員から教えていただいたような介護現場の実情も参考に、次期計画期間における人材確保に関する検討を進めさせていただきたいと思っております。

・早瀬部会長

沖田委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では光山委員、お願いします。

・光山委員

大阪介護老人保健施設協会の光山です。時間に遅れて申し訳ございませんでした。

まず5ページ、介護保険サービスの向上と確保に関するご意見についてですが、これはしごくまっとうで、地域での一般の居宅へのサービス量は分けて設計すべきではないかと。今回の報酬改定で訪問介護については引き下げられているということで実情と乖離していると思っております。

市においては、やはり集合住宅におけるサービスの提供というのは、大きなウェイトを占めていると思いますが、やはり今後、在宅復帰、在宅支援をする上でしっかり在宅でサポートしていただける訪問介護、ホームヘルパーが絶対的に必要となってきますので、その辺りについては積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、認知症の人の介護者の負担軽減の推進へのご意見についてですが、回答については、特養において一時的に保護するという事業が行われているということですが、老人保健施設においては24時間看護師もいますし、専門的に教育を受けている医療職、医者もおりますので、どちらかと言えば、私どもがしっかり取り組むべき事業ではないかと思っております。特養限定というのはちょっとおかしいなと思っておりますので修正をお願いしたいと思います。

さらに全体的に人材不足についてはしっかりと記載されていますが、これは以前から私ども積極的にお話しさせていただいていて、ぜひ次年度以降については、人材不足等に関する専門的なチームを組んでいただくことを心からお願いして終わりにしたいと思います。以上です。

・早瀬部会長

ご意見に関して事務局からお願いします。

・佐藤介護保険課長

1点目の訪問介護についてはご意見ということで参考にさせていただきたいと思っております。

緊急一時保護については、光山委員からのご意見を参考にさせていただき、これについても検討とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

3点目の人材確保、全体的な話ですが、ここも全国的な課題、本市においても当然のことながら

課題と認識していますので、今後の検討というかたちで進めさせていただきたいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

・早瀬部会長

3 ページ（3）は特別養護老人ホームに限定されていますが、この辺の書きぶりについてはいかがですか。

・佐藤介護保険課長

現在、特別養護老人ホームで緊急一時保護事業をやっていただいていますので、今後、光山委員からご意見いただきました老健に広げるかどうかということも含めて検討していきたいと考えています。

・光山委員

また回答をお願いします。

・新田委員

7 ページの避難所に関するところで、この場で言うのが適切なのか、誰に言えばいいのか分からないのですが、ご存じのように、1 月 1 日に能登半島地震がありました。それに関連して、もし南海トラフがきた時に、大阪市の 65 歳以上は 44%、要配慮高齢者が非常に多い、障がい者が多い。大阪市はどうすんねんと、個人的に非常に大きな不安になっています。

素案の中には「やっていきます」と書かれていますが、要配慮者の個別避難計画がどうなっているのか、われわれ福祉関係者には全く見えていません。具体的に、もし何かあった時に、誰が安否確認を行って、誰が移送して、あらかじめ入所する緊急入所施設が決められていた場合、施設側がその人たちのことを分かっているのかと。名前も分かっているのかと。

それから指定福祉避難所と協定福祉避難所があるんですよね。その違いは何なんだとか、緊急入所施設は指定福祉避難所ではないのか、救援物資は来ないのかと。

例えば、デイサービスは福祉避難所に指定されていますが、非常に多数の人を受け入れた場合、デイサービスの BCP と矛盾するんですよね。それだったらあらかじめ各区にある区民センターとか、スポーツセンターを福祉避難所として指定しておいて、全国からボランティアが入ってきた時に、そこに入れたほうがいいのではないかと。

大規模災害でも地震の対応は違うわけです。大阪でも高潮があっても 10 メーターか 12 メーターですよ。災害別マニュアルを作らないといけないはずなんです。

素案の 154 ページを見てください。「避難行動要支援者の安否確認の重要性を踏まえ、地域において理解の浸透を図るとともに、個別避難計画の作成など実効性のある避難支援が求められます」と書いていますが、われわれ福祉関係者には説明が全くありません。多分、区任せだと思います。

「施策の方向」を見てください。2011 年 7 月に「大阪市高齢者施設等防災マニュアル」を作った

でしょう。これ実はわれわれと福祉局と危機管理室で作りました。次のページをご覧ください。

「具体的取組」の2番目、「行政、地域、福祉専門職等が連携して個別避難計画の作成を進めるなど、地域での避難支援の仕組みづくりに取り組みます」と書いてあります。書いてありますが、実はわれわれと一緒に協議しましょうと、いろんなことを取り決めて参加施設に下ろして福祉避難所を増やしていこう。緊急入所施設を増やそうと言っても危機管理室が全く受け入れてくれないんです。これは誰に言えばいいんですか。

われわれは市民の代弁者として大阪市に協力すると言っているんですよ。逆に福祉避難所の協定をやめればいい。破棄すればいい。ここで言うのがいいのかどうか分からないけれども、書いてあっても、実際の公助というか、最終的に市民が頼るべき公的な行政が役割を果たしていない。どうしたらいいの、この腹立ちは。これが大阪市の実情です。

・佐藤介護保険課長

ご意見ありがとうございます。緊急対応のところについて大事なご意見をいただいたと思っています。ただ、本部会または分科会において事務局側で危機管理室が参画していない現状でございますので、今、新田委員からご指摘いただきました意見については、危機管理室の方にしっかりと伝えた上で、次回以降参加いただけるようなかたちで調整してまいりたいと考えますので、どうぞよろしくをお願いします。

・早瀬部会長

リアルな現実が迫っていますから、ぜひよろしくをお願いします。

・新田委員

高齢者保健福祉計画だけではなく、地域福祉計画の中にも福祉と災害は裏表になっているはずで。普段にもつながりがあるから機能しますよというかたちで、途中から地域福祉計画の中でも検討されているはずで。やっぱりそういうことは危機管理室を入れて進めていかないと、各区に下ろしたとしても福祉関係者は協力しませんよ。

・早瀬部会長

今のご意見をお伝えいただければと思います。他、いかがでしょうか。ウェブのほうの皆さまからのご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

・中尾委員

先ほど沖田委員がおっしゃっていた1ページ(2)地域包括支援センターの機能強化のところですが、今は複合的課題をお持ちの高齢者の方々が非常に多いという状況にあります。その点を踏まえて、障がい福祉あるいは医ケア児とか、そここのところはある程度、納得できるような相談窓口

したほうがいいのではないかと大阪市は考えられていて、こういう部分を書かれたのかなと感じています。

先ほどもありましたが、基幹型の相談支援センターとどれだけ緊密な連携を取れているのかとか、重層的支援体制整備事業とか、そこのところできちんとした地域共生社会に向けての取組を地域包括支援センターがしているのかどうかというところを考えた時、今の人員体制では難しいのではないかと思います。

ですから、もしこのような文章をある程度考えるのであれば、地域包括支援センターは介護保険制度の地域包括ケアシステム、あるいは地域共生社会の中核機関なんだから、そこのところをきちんとしたかたちに位置付けるというような財政的なものも必要ではないかと。そういうことを踏まえて書いていただいているのであればいいかなと思います。

・近藤地域包括ケア推進課長

地域包括ケア推進課長の近藤でございます。中尾委員の今のご指摘、今ここの文言上は中核的な役割を担うという意味の記載をしておりますが、もちろん地域包括支援センターの機能としては、当然われわれも思っているところです。

今回、地域包括ケアシステムの中核的役割を担っているという部分はここの考え方として明記した上で、先ほどいただいたご意見を踏まえた記載にさせていただければと思っております。

・早瀬部会長

他にご意見いかがでしょうか。貴重なご意見ありがとうございました。パブリック・コメントの中には、具体的なというか、建設的なご提案がありました。これらを本計画の中で文言として加えるかどうかという今後に向けてぜひ積極的に生かしていただけるようにと考えています。

1 ページ目、地域包括支援センターに関する表現については修正していただいて、いい感じにさせていただければと思います。

では2つ目の議案です。「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(案)の修正について事務局より説明願います。

・北本高齢福祉課長代理、佐藤介護保険課長

議題1の「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(案)の修正について、資料3に基づき説明。

・早瀬部会長

介護保険料が高額所得者の場合は3.0%の引き上げと大分大きな徴収だと思うのですが、皆さん、ご意見いかがでしょうか。

ウェブの皆さんも何かご意見ございませんか。多くは数字的な修正だったと思います。よろしいですか。

・光山委員

老人保健施設の文言について適切に修正していただきありがとうございます。極めて分かりやすくなりました。すっきりしてよかったですと思います。

・早瀬部会長

そういう応答は大切だと思います。皆さんからのご意見を受けての修正部分もありましたので、続けてご意見いただければと思います。

そうしましたら今回の修正に関しても了承したということで、よろしく申し上げます。

それでは事務局にお返しいたします。

司会

皆さま方におかれましては、お忙しい中、また長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。

本日いただきましたご意見についてきましては、事務局で再度検討し、3月25日の第3回高齢者福祉専門分科会にて審議いただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

これをもちまして本日の高齢者福祉専門分科会合同部会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。